

令和7年第1回大崎市議会定例会議案

概要説明資料

大崎市総務部総務課

令和7年第1回大崎市議会定例会議案数

令和7年2月19日 開会

(区 分)		(内 訳)
○人事案件（諮問）	6 件	・ 人権擁護委員 6 件
○専決処分の承認	2 件	・ 令和6年度補正予算 2 件
○人事案件（議案）	1 件	・ 教育委員 1 件
○予算案件	13 件	・ 令和7年度予算 13 件
○条例案件	15 件	・ 一部改正 15 件
○その他案件	3 件	・ 財産処分等 1 件 ・ 指定管理者 1 件 ・ 字の区域 1 件
合 計	40 件	

令和7年第1回大崎市議会定例会議案一覧

【人事案件（諮問）】 6件

- 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 諮問第 5号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 諮問第 6号 人権擁護委員の候補者の推薦について

【専決処分の承認】 2件

- 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大崎市一般会計補正予算（第10号））
- 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度大崎市一般会計補正予算（第11号））

【人事案件（議案）】 1件

- 議案第 3号 教育委員会委員の任命について

【予算案件】 13件

- 議案第 4号 令和7年度大崎市一般会計予算
- 議案第 5号 令和7年度大崎市市有林事業特別会計予算

- 議案第 6 号 令和 7 年度大崎市奨学資金貸与事業特別会計予算
議案第 7 号 令和 7 年度大崎市夜間急患センター事業特別会計予算
議案第 8 号 令和 7 年度大崎市日本語学校事業特別会計予算
議案第 9 号 令和 7 年度大崎市国民健康保険特別会計予算
議案第 10 号 令和 7 年度大崎市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 11 号 令和 7 年度大崎市介護保険特別会計予算
議案第 12 号 令和 7 年度大崎市宅地造成事業特別会計予算
議案第 13 号 令和 7 年度大崎市工業団地造成事業特別会計予算
議案第 14 号 令和 7 年度大崎市水道事業会計予算
議案第 15 号 令和 7 年度大崎市下水道事業会計予算
議案第 16 号 令和 7 年度大崎市病院事業会計予算

【条例案件】 15 件

- 議案第 17 号 大崎市鳴子温泉地域市営バスの設置及び運営並びに管理等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 18 号 大崎市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 19 号 大崎市特別会計条例の一部を改正する条例
議案第 20 号 大崎市市税条例及び大崎市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
議案第 21 号 大崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

- 議案第 2 2 号 大崎市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 3 号 大崎市手数料条例及び大崎市建築基準条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 4 号 大崎市まちづくり基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 5 号 大崎市立学校の設置に関する条例及び大崎市立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 6 号 大崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 7 号 大崎市放課後児童クラブ実施条例及び大崎市放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 8 号 大崎市青少年センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 9 号 大崎市水道の布設工事監督者が監督業務を行う布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 0 号 大崎市農業集落排水事業条例等の一部を改正する条例
- 議案第 3 1 号 大崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

【その他案件】 3 件

- 議案第 3 2 号 財産の処分について
- 議案第 3 3 号 指定管理者の指定について
- 議案第 3 4 号 字の区域を新たに画することについて

【合 計】 4 0 件

人事案件（諮問）

件 名	要 旨
諮問第1号 ～ 第6号 人権擁護委員の候補者の推薦について	人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求めるもの。 ・任期：令和7年7月1日～令和10年6月30日（3年） (民生部社会福祉課)

人事案件（議案）

件 名	要 旨
議案第3号 教育委員会委員の任命について	本市教育委員会委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるもの。 ・任期：令和7年5月30日～令和11年5月29日（4年） (総務部人財育成課)

条例案件

件 名	要 旨
議案第 17 号 大崎市鳴子温泉地域市営バスの設置及び運営並びに管理等に関する条例の一部を改正する条例	鳴子総合支所が起点となっている市営バス鬼首線について、利用者や鳴子地域づくり委員会からのバス停設置の要望を受け、令和 7 年 4 月 1 日から新たにバス停を設置するもの。 設置するバス停：薬王堂前（鳴子温泉鷺ノ巣 54 番地内の市有地） 施行期日：令和 7 年 4 月 1 日 （鳴子総合支所地域振興課）
議案第 18 号 大崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合において、任命権者等が所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大するもの。 小学校就学の始期に達するまで取得できる部分休業に加え、新たに子育て時間を新設し、小学校就学中も 1 日 2 時間を超えない範囲内で勤務時間を短縮することができる独自の制度を設けるもの。 施行期日：令和 7 年 4 月 1 日 （総務部人財育成課）
議案第 19 号 大崎市特別会計条例の一部を改正する条例	令和 7 年度の大崎市立おおさき日本語学校の開校に伴い、同校の事業について一般会計と区分して経理することにより、運営経費の状況を明確化するため、新たに日本語学校事業特別会計を設置するもの。 施行期日：令和 7 年 4 月 1 日 （市民協働推進部政策課）

件 名	要 旨
議案第20号 大崎市市税条例及び大崎市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	デジタル手続法*の施行により、マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）の一部が改正されることから、同法の引用条項を改正するもの。 施行期日：令和7年4月1日 ※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律 （総務部税務課）
議案第21号 大崎市都市計画税条例の一部を改正する条例	本市の課税区域については、第2条で定める区域を課税区域としていることから、課税区域内の土地について、令和6年中に生じた分筆、合筆等による地番の加除をするもの。 施行期日：令和7年4月1日 （総務部税務課）
議案第22号 大崎市手数料条例の一部を改正する条例	盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）が令和5年5月26日から施行されたことに伴い、宮城県（仙台市を除く。）全域が令和7年5月23日に法の規定に基づく規制区域となるため、その審査に係る手数料を改定するもの。 盛土規制法では、都市計画法で開発許可を受けた盛土は許可を受けたものとみなす規定があるため、双方の手数料の均衡を図る必要があることから、都市計画法の開発許可手数料についても改定するもの。 施行期日：令和7年5月23日 （建設部建築指導課）

件 名	要 旨
議案第 2 3 号 大崎市手数料条例及び大崎市建築基準 条例の一部を改正する条例	建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律）及び建築基準法が改正され、これまで建築物エネルギー消費性能基準適合の対象外とされていた住宅や小規模非住宅において建築行為をする場合に、当該基準に適合させる義務付けがされたことから、これらの確認に係る手数料を新設するもの。 併せて、低炭素法（都市の低炭素化の促進に関する法律）における建築物のエネルギーの使用の効率性等の基準について、建築物省エネ法と整合が図られたことから、所要の改正を行うもの。 施行期日：令和 7 年 4 月 1 日 （建設部建築指導課）
議案第 2 4 号 大崎市まちづくり基金条例の一部を改 正する条例	まち・ひと・しごと創生寄附金について、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業の財源としたいため、基金への積立てを行うもの。 施行期日：令和 7 年 4 月 1 日 （市民協働推進部政策課）
議案第 2 5 号 大崎市立学校の設置に関する条例及び 大崎市立幼稚園預かり保育の実施に関 する条例の一部を改正する条例	にじの子幼稚園は、その敷地及び建物を譲渡するため、川渡幼稚園は、放課後児童クラブ室として使用するため、いずれも廃園とするもの。 施行期日：公布の日 （教育部教育総務課）
議案第 2 6 号 大崎市家庭的保育事業等の設備及び運 営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例	管理栄養士については、これまで栄養士の免許を受けている必要であったが、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得を不要とする改正がなされた。国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、「栄養士」の配置等を求めている部分に「管理栄養士」が追加されたことから、これと同様の改正を行うもの。 施行期日：令和 7 年 4 月 1 日 （民生部子育て支援課）

件 名	要 旨
議案第 2 7 号 大崎市放課後児童クラブ実施条例及び大崎市放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例	鳴子小中学校統合に合わせ、鳴子放課後児童クラブと川渡学童保育を 1 つに統合し、令和 7 年 4 月 1 日から旧川渡幼稚園で事業を実施するもの。 また、田尻幼稚園内で実施している田尻放課後児童クラブの保育室増設に伴い定員を 5 0 人に増加するもの。 施行期日：令和 7 年 4 月 1 日 (民生部子育て支援課)
議案第 2 8 号 大崎市青少年センター条例の一部を改正する条例	大崎市青少年センターを市役所本庁舎 3 階生涯学習課内に移転するもの。 施行期日：令和 7 年 4 月 1 日 (教育部生涯学習課)
議案第 2 9 号 大崎市水道の布設工事監督者が監督業務を行う布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例	水道法施行令及び水道法施行規則が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、現行では水道に関する実務経験のみを対象としているものに、新たに下水道等に関する実務経験を含めるもの。 また、水道整備、管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、学歴及び学科要件における「土木工学科（土木科）」以外の課程を追加するほか、条例に規定する者と同等以上の技能を有すると認められる者として管理規程に委任していた者についても、条例事項として規定を追加するもの。 施行期日：令和 7 年 4 月 1 日 (上下水道部上水道施設課)
議案第 3 0 号 大崎市農業集落排水事業条例等の一部を改正する条例	令和 7 年 3 月に改定する「大崎市下水道事業経営戦略」に基づき、今後 1 0 年間における健全な経営を維持するため、事業の経営基盤安定と受益者負担の適正化を図ることを目的として、使用料を改定するもの。 施行期日：令和 7 年 1 0 月 1 日 (上下水道部経営管理課)

件 名	要 旨
議案第 3 1 号 大崎市病院事業の設置等に関する条例 の一部を改正する条例	大崎市民病院経営強化プランに基づき、機能分化に向けた診療機能の充実と体制構築を図るため、診療科目に、「感染症科」、「集中治療科」を新設するとともに、既存診療科においても診療実態に合わせたよりわかりやすい名称とするため、「腎臓・内分泌内科」は「腎臓・高血圧内科」に、「糖尿病・代謝内科」は「糖尿病代謝・内分泌内科」に変更するもの。 施行期日：令和 7 年 4 月 1 日 (病院事業経営管理部経営企画課)

その他案件

件 名	要 旨																																																												
議案第 3 2 号 財産の処分について	大崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により，議決を求めるもの。 処分の目的：旧志田小学校，にじの子幼稚園の敷地及び建物を県立古川支援学校用地として宮城県に売却するもの。 予定価格（売却額）：1 2 0， 7 6 5， 0 0 0 円 （うち 土地 6 2， 8 5 0， 0 0 0 円 建物 5 7， 9 1 5， 0 0 0 円） 土地の面積：2 7， 8 2 2 平方メートル <table><tr><td>所在</td><td>大崎市古川飯川熊野</td><td>40 番 2</td><td>学校用地</td><td>367</td><td>m²</td></tr><tr><td></td><td>同</td><td>40 番 5</td><td>学校用地</td><td>659</td><td>m²</td></tr><tr><td></td><td>同</td><td>66 番 1</td><td>学校用地</td><td>3,608</td><td>m²</td></tr><tr><td></td><td>同</td><td>66 番 4</td><td>学校用地</td><td>23,188</td><td>m²</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>合計</td><td>27,822</td><td>m²</td></tr></table> 建物の表示 <table><tr><td>所在</td><td colspan="5">大崎市古川飯川字熊野 40 番地 2， 59 番地</td></tr><tr><td>種類</td><td colspan="3">構造</td><td colspan="2">床面積</td></tr><tr><td>校舎</td><td colspan="3">鉄筋コンクリート造 2 階建</td><td colspan="2">1627.10 m²</td></tr><tr><td>校舎</td><td colspan="3">鉄筋コンクリート造 1 階建</td><td colspan="2">1024.97 m²</td></tr><tr><td>その他</td><td colspan="3">鉄骨造 1 階建 等</td><td colspan="2">409.90 m²</td></tr></table> （教育部教育総務課）	所在	大崎市古川飯川熊野	40 番 2	学校用地	367	m ²		同	40 番 5	学校用地	659	m ²		同	66 番 1	学校用地	3,608	m ²		同	66 番 4	学校用地	23,188	m ²				合計	27,822	m ²	所在	大崎市古川飯川字熊野 40 番地 2， 59 番地					種類	構造			床面積		校舎	鉄筋コンクリート造 2 階建			1627.10 m ²		校舎	鉄筋コンクリート造 1 階建			1024.97 m ²		その他	鉄骨造 1 階建 等			409.90 m ²	
所在	大崎市古川飯川熊野	40 番 2	学校用地	367	m ²																																																								
	同	40 番 5	学校用地	659	m ²																																																								
	同	66 番 1	学校用地	3,608	m ²																																																								
	同	66 番 4	学校用地	23,188	m ²																																																								
			合計	27,822	m ²																																																								
所在	大崎市古川飯川字熊野 40 番地 2， 59 番地																																																												
種類	構造			床面積																																																									
校舎	鉄筋コンクリート造 2 階建			1627.10 m ²																																																									
校舎	鉄筋コンクリート造 1 階建			1024.97 m ²																																																									
その他	鉄骨造 1 階建 等			409.90 m ²																																																									
議案第 3 3 号 指定管理者の指定について	指定管理者を指定するため，地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により，議決を求めるもの。 公の施設：大崎市中山平温泉交流館，大崎市中山コミュニティセンター 指定管理者：有限会社 しんとろの湯 指定の期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 2 年 3 月 3 1 日（5 年間） （鳴子総合支所地域振興課）																																																												

件 名	要 旨
議案第 3 4 号 字の区域を新たに画することについて	農地整備事業が施行されている田尻地域において字の区域の変更を要することとなったので、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議決を求めるもの。 事業名：農業競争力強化基盤整備事業 田尻中央地区 （田尻八幡，田尻大嶺，田尻通木，田尻沼部，田尻北牧目，田尻，田尻北高城，田尻桜田高野，田尻大沢の一部） 換地処分予定：令和 8 年 3 月 （総務部総務課）